

統計関連学会連合会計規則

統計関連学会連合

(総則)

第1条 この規則は、統計関連学会連合（以下「連合」という。）規程第9条に基づく会費納入をはじめとする会計について定める。

(会費)

第2条 連合加盟の各学会の支出する会費の年額は、各学会の前年9月末日現在の個人会員数に応じて以下の通りとし、当該年度の4月中に納入するものとする。

2万円（500名未満）

3万円（500名以上、1000名未満）

4万円（1000名以上）

(事業収入)

第3条 連合の実施する事業によって得られた収入は、必要経費などを除いた適正金額を連合に納入するものとする。

(会計事務)

第4条 会計事務は、連合理事会理事長の指示により、事務局が行う。

(会費の改定)

第5条 第2条の会費および第3条の金額に関しては、連合理事会がこれを決定もしくは承認する。

(報告義務)

第6条 連合理事会理事長は、連合の会計報告を連合理事会にて行い、連合理事会の承認を受ける。

付則 本規則は2015年10月1日より施行する。

補足

(1) 第2条の金額は、2005年2月4日（金）開催の2005年度第1回連合理事会にて決定したものです。

(2) 第3条に関する事業として、連合のWEBページの運営に関し、連合大会から年額10万円を連合に支払うこととしています（2015年度第2回連合大会組織委員会）。